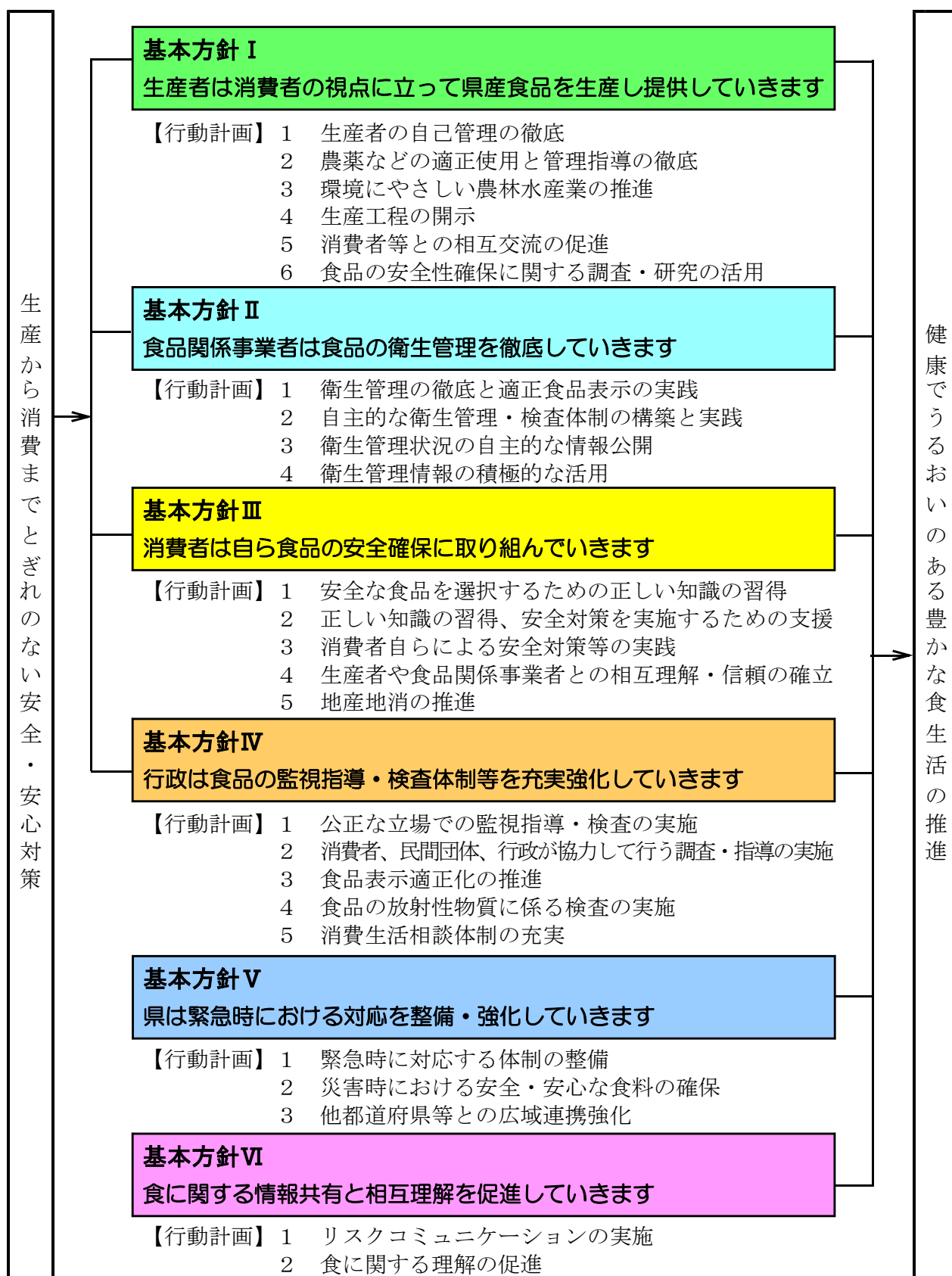


青森県食の安全・安心対策総合指針に基づく  
令和3年度取組実績（令和3年12月末現在）及び令和4年度取組方針

# 総合指針体系

## 基本方針と行動計画



## 基本方針Ⅰ 生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます

推進目標	1 認証GAP取得産地数
	2 エコファーマー認定者数
	3 環境にやさしい農業の取組面積

※ GAPとは、Good Agricultural Practiceの略語で、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に即して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことで、持続的な生産・改善活動を行うこと

### 1 認証GAP取得産地数

#### 【令和3年度取組方針】

引き続き、GAPに取り組む農業者の育成・確保に向け、農業者のニーズやレベルに応じたGAP指導を行うとともに、JAと連携した生産部会を対象とした改善指導を行う。また、国交付金を活用し、農業高校への認証GAP取得を支援する。

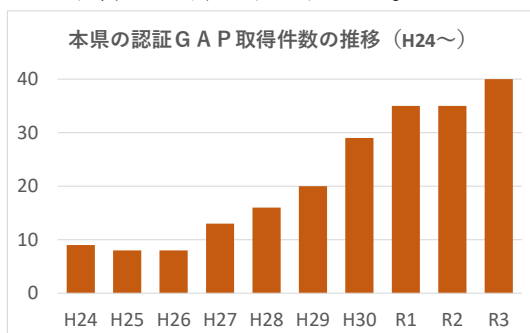
#### (1) 取組実績（R3年度（令和3年12月末現在））

「GAPをする」の推進に向け、農業者等を対象としたGAP推進研修会を計3回開催したほか、各地域県民局に設置した「GAP相談窓口」により、農業者のニーズに応じた個別指導を展開した。

併せて、農業高校が人財育成のために取り組むGAP認証の審査費用等を支援し、計4校がグローバルGAP等の認証GAPの取得や更新に取り組んだ。



農業高校のGAP認証公開審査



#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R2年度 (目標)	R2年度 (前年)	R3年度 (R3年12月末)	
認証GAP取得産地数	14産地	28産地	35産地	40産地	

#### (3) 課題等

意欲的な農業法人や農業高校等による認証GAPの取得が増加傾向にある一方で、認証を維持するためには一定額の負担を要することから、農業者の経営判断で取得を取りやめるケースが増えつつある。

このため、GAPを「とる（認証取得）」と「する（自らの農業経営改善のためのGAP手法導入）」をわかりやすく農業者に伝え、GAPに対する理解度を向上させる指導のスキルアップが必要である。

#### (4) 令和4年度取組方針（案）

引き続き、GAPに取り組む農業者の確保・育成に向け、農業者のニーズや取組レベルに応じたGAP指導を行うとともに、JAと連携し、生産者組織等を対象とした改善指導を行う。

また、国交付金を活用し、農業高校の認証取得や生産者組織の団体認証取得を支援する。

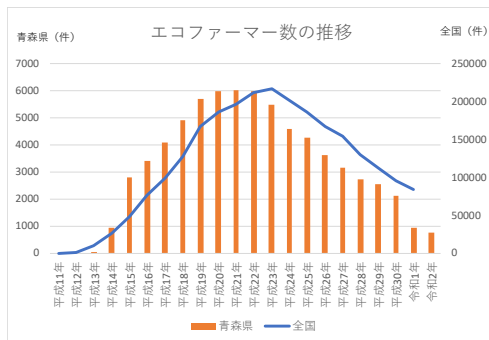
## 2 エコファーマー認定者数

### 【令和3年度取組方針】

研修会等を通じた啓発活動により新規認定者の掘り起こしを実施するほか、認定期間満了者に対しては、県の特別栽培農産物など、よりレベルの高い認証制度へ誘導する。

#### (1) 取組実績

農業者を対象に、生産技術及び販売力向上のための研修会を開催した他、エコ農産物販売協力店の設置を行ったものの、認定期間（5年）を満了した者が多かったため、R2年度のエコファーマー認定者数はR元年度より187人減少した。



※令和2年度の全国実績は未公表



エコ農業チャレンジ塾 (4回開催)

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R3年度 (目標)	R元年度 (前年)	R2年度 (実績)	
エコファーマー認定者数	2,771人	3,400人	926人	739人	

#### (3) 課題等

エコファーマー制度は新たな法制度（みどりの食料システム関連の新法）の枠組みへ移行される見通しであるため、新制度の周知を図る必要がある。これまでの認定者に対しては、エコファーマーを契機として、特別栽培など、より環境にやさしい生産方式の認証制度へ誘導を図る必要がある。

#### (4) 令和4年度取組方針（案）

エコファーマーに関連する新たな法制度については、さまざまな機会を通じて制度周知を図る。また、これまでの認定者に対しては、エコ農業チャレンジ塾などを通じて県の特別栽培農産物など、より環境にやさしい生産方式の認証制度へ誘導する。

### 3 環境にやさしい農業の取組面積

#### 【令和3年度取組方針】

環境にやさしい農業を実践できる担い手を育成するため、新規就農者等を対象とした「エコ農業チャレンジ塾」を開催し、取組の拡大を図るほか、環境保全型農業直接支払交付金の周知による取組の拡大を図る。

#### (1) 取組実績

エコ農業チャレンジ塾の実施やエコ農産物販売協力店の設置による販路開拓を支援した。国の環境保全型農業直接支払交付金を活用した支援については、当交付金制度を周知したほか、交付事務の適正執行に向けた市町村担当者や取組実施者への指導を実施した。環境にやさしい農業（有機農業、県特別栽培認証、環境保全型農業直接支払交付金）の取組面積（令和元年度実績値）は、前年度から約26ha増加した。



エコ農業チャレンジ塾（4回開催）

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H27年度 (現状)	R 3年度 (目標)	H30年度 (前年)	R元年度 (実績)	
環境にやさしい農業の 取組面積	1,651 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 589ha</li> <li>特別栽培 412ha</li> <li>環境保全型農業 650ha</li> </ul>	2,880 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 880ha</li> <li>特別栽培 700ha</li> <li>環境保全型農業 1,300ha</li> </ul>	1,816 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 592ha</li> <li>特別栽培 436ha</li> <li>環境保全型農業 788ha</li> </ul>	1,842 ha <ul style="list-style-type: none"> <li>有機農業 533ha</li> <li>特別栽培 463ha</li> <li>環境保全型農業 846ha</li> </ul>	令和2年度の有機農業取組面積は令和4年4月に国が公表予定

#### (3) 課題等

青森県特別栽培農産物及び有機農業は、1生産者あたりの取組面積は増加しているものの、高齢化等により全体の取組面積は伸び悩んでおり、特別栽培等を志向する農業者が参入しやすいよう、指導する人財の育成や取組レベルに応じた支援体制を整備する必要がある。

環境保全型農業直接支払交付金は、取組実施者が要件未達成とならないよう、引き続き細かなチェックとフォローアップが必要である。また、引き続き、取組面積の拡大に向け、新規取組者の掘り起こし及び啓発活動が必要である。

#### (4) 令和4年度取組方針（案）

環境にやさしい農業を実践できる担い手を育成するため、「エコ農業チャレンジ塾」を引き続き開催をするほか、環境保全型農業直接支払交付金など国の事業も活用しながら取組の拡大を図る。

### 4 その他の取組実績（R3年度実績）

- 日本一健康な土づくり運動の推進（あおもり土づくりの匠 ②72名→③77名）
- 稲わらの焼却面積（①555ha→②553ha）2ha減

## 基本方針Ⅱ 食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます

- |      |   |
|------|---|
| 推進目標 | 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況<br>2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）<br>3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援 |
|------|---|

### 1 食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況

#### 【令和3年度取組方針】

引き続き、食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者の自主的な衛生管理意識の向上に向けた研修会等の開催を事業者に働きかけるとともに、従来実施してきた集合型研修の開催にあたっては、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にしながら、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上で、リモート形式併用も含めた適切な研修運営が行えるよう、参加者の確保と講習内容の充実に努める。

#### （1）取組実績（令和3年12月末現在）

多くの関係団体・組織において、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、例年実施している事業者向け講習会等の活動自粛や、参加人数を制限した小規模開催の措置が取られたことから、令和3年度（令和3年12月末現在）の食品表示やHACCP等を内容とする事業者向け講習会の開催は146回、参加人数は4,034人となり、前年度から51回、2,853人の減少となった。取組を実施する組織・団体等の割合は69%であった。



米トレマスター養成研修会（八戸市）

#### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 （現状）	R4年度 （目標）	R2年度 （前年）	R3年度 （R3年12月末）	
開催回数	407回	440回	197回	146回	
参加人数	17,040人	18,700人	6,887人	4,034人	
組織割合	82%	100%	69%	69%	

#### （3）令和4年度取組方針（案）

引き続き、食品事故の発生や、関係法令・規範等の違反を未然に防ぐため、事業者の自主的な衛生管理意識の向上に向けた研修会等の開催を事業者に働きかけるとともに、従来実施してきた集合型研修の開催にあたっては、関係機関・団体間の連携・情報共有を密にしながら、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上で、リモート形式併用も含めた適切な研修運営が行えるよう、参加者の確保と講習内容の充実に努める。

## 2 食中毒発生件数及び患者数（発生原因が家庭である場合を除く）

### 【令和3年度取組方針】

仕出し弁当業者等の大量調理施設や宅配・テイクアウトを行う飲食店等に対し重点的に監視指導を行うほか、近年、発生が多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、本年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されることから、食品等事業者に対し、その施設の取組状況に応じてきめ細やかに指導・助言し、制度化に円滑に対応できるよう支援するとともに、HACCPに沿った衛生管理が適正に実施されているか監視指導を行う。

### （1）取組実績（R3年度（令和3年12月末現在））

食品取扱施設に対する監視指導や、食品衛生責任者を対象とした講習会等により食品衛生指導に努めた。

今年度はノロウイルス食中毒が1件発生した。

### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H27年度 (現状)	R4年度 (目標)	R2年度 (前年)	R3年度 (R3年12月末)	
食中毒発生件数	5件	0件	0件	1件	
食中毒患者数	87人	0人	0人	10人	

### （3）課題等

食中毒発生事件数は全国的に下げ止まりの傾向があり、今後は高齢者の割合が増え、食中毒のリスクがより高まっていく可能性が問題視されている。食中毒の原因は、食品取扱者の健康管理、手洗いの実施、食品の衛生的取扱い等の一般的衛生管理が徹底されていなかったことによるものが多いことから、普段から行っている一般的衛生管理を適切に実施しつつ、その上で、HACCPに沿った衛生管理の手法を取り入れ、食品の安全性を向上させる必要がある。

### （4）令和4年度取組方針（案）

仕出し弁当業者等の大量調理施設や宅配・テイクアウトを行う飲食店等に対し重点的に監視指導を行うほか、近年、発生が多いノロウイルスやカンピロバクター等の食中毒予防に関する啓発活動を強化する。

また、令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されたことから、食品等事業者が円滑に取り組めるよう、その施設の取組状況に応じてきめ細やかに指導・助言を行う。

### 3 A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援

#### 【令和3年度取組方針】

令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されることから、特に中小規模の食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に円滑に取り組むことができるよう、関係団体等の協力を得て引き続き制度の周知を図るとともに、国が内容を確認した手引書に基づき、指導・助言やHACCPを指導する人材の育成を行う。

#### (1) 取組実績 (R3年度 (令和3年12月末現在))

- ア HACCP推進コア人材育成事業を実施し、HACCPを指導する人材の育成を行った。
- イ 業界団体等の協力を得ながら、説明会の開催、リーフレットの配布等により、食品等事業者に対する周知を行った。
- ウ 青森県食品衛生監視指導計画に基づき実施する保健所の食品衛生監視員による定期的な立入検査や営業許可の更新等の機会を通じて、HACCPに沿った衛生管理の実施状況を確認し、必要な指導・助言を行った。

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	R2年度 (前年)	R3年度 (R3年12月末)	
A-HACCP認証施設数	91施設	141施設	262施設	262施設	R2年度末で終了
HACCP導入施設数	17施設	67施設	83施設	87施設	R3年5月末現在

#### (3) 課題等

これまでの取組により、HACCP導入に積極的に取り組む事業者が増加する一方で、適切な運用に不安を抱える事業者や導入が進んでいない事業者に対する指導・助言が引き続き必要である。

#### (4) 令和4年度取組方針 (案)

令和3年6月からHACCPに沿った衛生管理の制度化が完全施行されたことから、今後も引き続き、食品等事業者がHACCPを速やかに導入し、継続して実施できるよう、業界団体等と連携し、事業者を支援していく。

### 4 その他の取組実績 (R3年度 (令和3年5月1日現在))

○学校給食施設におけるドライ運用とドライシステム化 (ドライ施設 ②80.2%→③78.2%)



## 基本方針Ⅲ 消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます

- |      |   |
|------|---|
| 推進目標 | 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催<br>2 学校給食における県産食材の利用割合 |
|------|---|

### 1 食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催

#### 【令和3年度取組方針】

食品の安全・安心に関する研修会やイベント、講演会、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努めるとともに、参加人数の確保に向けて研修内容等の充実に努める。

#### (1) 取組実績

多くの関係団体・組織において、新型コロナウイルス感染拡大防止を考慮し、例年実施している消費者向け研修会やイベントの活動自粛や、参加人数を制限した小規模開催措置が取られたことから、消費者向けの研修会やイベント、公開講座などの開催回数は50回で前年より9回増加し、参加人数は1,166人で前年より173人減少した。取組を実施する組織・団体等の割合は前年度より減少し、20%であった。

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	R2年度 (前年)	R3年度 (R3年12月末)	
開催回数	75回	120回	41回	50回	
参加人数	12,826人	16,600人	1,339人	1,166人	
組織割合	40%	100%	35%	20%	

#### (3) 令和4年度取組方針（案）

食品の安全に関する正しい知識を習得し、自らが食品の安全対策に高い意識を持ち、実践する消費者を増やすため、引き続き、講習会やイベント、公開講座等を開催し、食品に対する正しい知識等の普及に努める。従来実施してきた集合型研修の開催にあたっては、新型コロナウイルス感染防止対策に万全を期した上で、リモート形式併用も含めた適切な研修運営が行えるよう、参加者の確保と講習内容の充実に努める。

## 2 学校給食における県産食材の利用割合

### 【令和3年度取組方針】

県産利用率の低い食品群の供給拡大に向けた検討会議や、学校栄養士等を対象とした生産現場での研修会、県産加工品の展示・試食会等を開催する。

#### (1) 取組実績

学校給食における県産食材の利用割合は、令和2年度で66.2%となっている。種類別では、米や牛乳の利用割合は高いものの、野菜や水産物では低い状況にある。

(参考：食材利用率(R2年度)…主食・牛乳97.6%、いも類・野菜29.7%、水産物17.3%)

#### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H27年度 (現状)	R5年度 (目標)	R元年度 (前年)	R2年度 (実績)	
学校給食における県産食材の利用割合	66.5%	68.6%	66.5%	66.2%	

#### (3) 課題等

いも類・野菜の利用率が低いことから、給食関係者等と意見交換し、利用率向上に向けた取組を検討していく必要がある。

#### (4) 令和4年度取組方針(案)

学校給食用野菜の供給拡大に向けた産地及び流通・加工業者等による検討会と学校栄養士等を対象とした生産現場での現地講座の開催、県産加工品のPRを実施する。

## 3 その他の取組実績(R3年度(令和3年12月末現在))

○消費者と生産者の交流による相互理解の推進(②1回→③0回)

○消費生活相談窓口への「食の安全・安心に関する」相談件数(②43件→③20件)

<主な相談事例>

- ・チーズケーキのプリンを購入して食べたら、アナフィラキシーショックを起こし病院で治療を受けた。もともとクルミアレルギーがあったが、プリンにはクルミの表示がなかった。今回で3回目のアナフィラキシーだったため、今後はアドレナリン注射を携帯しなければいけなくなった。慰謝料を請求したい。
- ・テレビの広告を見て試してみようと思ひ、サプリメントを注文した。数日後、商品が届いたので飲んでみたら、手がむくみ、尿が出にくくなった。続けて摂取するのは良くないと思ひ商品を返品したが、自己都合の返品だと言われ、返金されない。

## 基本方針Ⅳ 行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます

### 推進目標 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

#### 1 食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率

##### 【令和3年度取組方針】

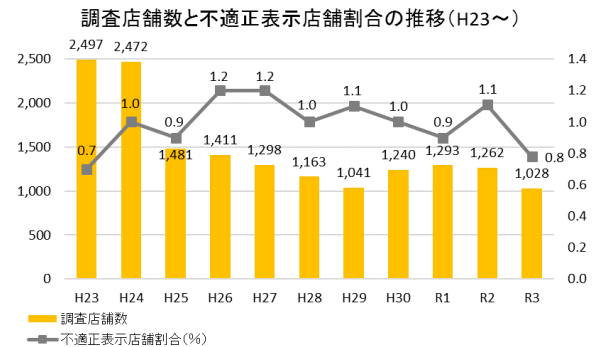
食品表示ウォッチャー100名による食品表示状況のモニターを継続実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、きめ細かな指導や表示の改善を促していくことによって不適正店舗率0パーセントを目指す。

##### (1) 取組実績（R3年度（令和3年12月末現在））

食品表示の適正化及び消費者の食品表示への理解促進を図るため、県内一般消費者を対象に青森県食品表示ウォッチャーの募集を行い、94名による食品表示状況のモニターを実施した。

併せて、ウォッチャー委嘱内定者を対象に、県内2か所で食品表示研修会を開催したほか、研修に参加できなかった者に対して個別指導を1回実施した。

ウォッチャーによる調査では、全6か月の活動期間のうち、5か月間で計1,028店舗を調査し、報告された不適正店舗に対しては、県職員が個別に指導を行い、表示の改善を促した。



##### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R2年度 (目標)	R2年度 (前年)	R3年度 (R3年12月末)	
食品表示不適正店舗率	1.0%	0.0%	1.1%	0.8%	

##### (3) 課題等

これまでの調査、指導の結果、食品表示不適正店舗率は0.8%と、前年度(1.1%)より0.3ポイント減少している。一方で、不適正店舗の中には食品表示制度の認識が十分とは言えない事業者もいるため、事業者向け研修会等を通じて、食品表示への理解、適正表示への取組をより一層周知し、指導する必要がある。

##### (4) 令和4年度取組方針(案)

食品表示ウォッチャー100名による食品表示状況のモニターを継続実施するとともに、報告された不適正店舗に対しては、きめ細かな指導や表示の改善を促していくことによって不適正店舗率0パーセントを目指す。

## 2 その他の取組実績（R3年度実績）

- 県食品衛生監視指導計画に基づく食品の立入検査の実施  
立入検査：(②9,004件→③4,467件) ※令和3年12月末現在
- 県産農林水産物等の放射性物質モニタリング調査の実施  
(②643件→③641件)、(②53品目→③42品目) ※令和4年1月27日現在
- 学校給食用食材の放射性物質調査の実施  
検査件数 (②196件→③ 61件) ※令和3年12月末現在

## 基本方針Ⅴ 県は緊急時における対応を整備・強化していきます

### 推進目標 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

#### 1 高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数

##### 【令和3年度取組方針】

引き続き、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等の発生に備えて、情報連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制、役割分担を確認するほか、特定家畜伝染病発生時の動員職員を対象とした防疫作業の説明会や机上演習を実施する。また、地域県民局や協定締結団体との連絡体制及び作業手順を確認するための実動演習を実施する。

##### (1) 取組実績（R3年度（令和3年12月末現在））

本県における高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の発生に迅速に対応するため、庁内情報連絡会議を開催し、国内外の最新の発生状況や発生時の連絡体制、防疫作業について情報共有した。

発生農場の防疫作業を実施する庁内の動員予定者を対象に防疫机上演習を開催し、防疫作業の内容や防護服の着脱について動画や実動で説明し、対応への理解を深めた。

また、机上演習に参加できなかった動員者に対しては、職員ポータルを利用し、演習資料や動画の閲覧によるeラーニングを実施した。



##### (2) 推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実績		備考
	H28年度 (現状)	R4年度 (目標)	R2年度 (前年)	R3年度 (R3年12月末)	
高病原性鳥インフルエンザの発生件数	2件	0件	0件	1件	
口蹄疫の発生件数	0件	0件	0件	0件	

##### (3) 課題等

全国各地で高病原性鳥インフルエンザの発生とワクチン接種農場における豚熱の発生が続いていることから、特定家畜伝染病の発生に備えるため、県対策マニュアルや動員基本方針に基づき、連絡・動員体制や役割分担を確認と迅速な初動対応と的確な防疫作業を行うための訓練が必要である。

##### (4) 令和4年度取組方針（案）

引き続き、高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱等の発生に備えて、情報連絡会議を開催し、緊急時の連絡体制、役割分担を確認するほか、特定家畜伝染病発生時の動員職員を対象とした防疫作業の説明会や机上演習を実施する。また、地域県民局や協定締結団体との連絡体制及び作業手順を確認するための実動演習を実施する。

## 基本方針Ⅵ 食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

### 推進目標 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

#### 1 食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）

##### 【令和3年度取組方針】

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、消費者との食品の安全性に関する意見交換や食品リスクに関する正しい情報伝達などのリスクコミュニケーションに努めるとともに、消費者から信頼される安全・安心な農産物生産の情報発信等を通じて、県産品に対する県民の更なる信頼度向上に取り組む。

##### （1）取組実績（R3年度（令和4年1月末現在））

食の安全・安心に関する県民意識アンケート調査を、青森県生活協同組合連合会、青森県消費者協会の協力を得て実施した。

調査の結果、551名（前年：584名）から回答があり、食の安全・安心に関する基礎知識を持つ県民の割合は97%で、前年度より2ポイント増加し、県産品に対する信頼度は88%で、前年度と同様であった。

##### （2）推進目標の達成状況

	指針策定時の現状及び目標		実 績		備 考
	H28年度 （現状）	R4年度 （目標）	R2年度 （前年）	R3年度 （R3年12月末）	
基礎的知識を持つ県民の割合	85%	95%	95%	97%	
県産品に対する県民の信頼度	70%	95%	88%	88%	

##### （3）課題等

アンケート結果では、食に対し不安に感じていることとして「カドミウムやダイオキシンなどの汚染物質」（39%）や「農産物への残留農薬」（37%）など、食品を食べた時に健康被害が起きる危険性（食品リスク）に関する内容が最も多いことから、リスク分析に基づく正しい知識の習得や情報発信などが必要である。

なお、昨年度、新たにアンケートの設問とした「食品と新型コロナウイルス感染症の関連性」については、概ね8割以上の県民が、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理が実施されていれば、食品や食品の包装そのものを介した感染の心配はないことを理解していた。

##### （4）令和4年度取組方針（案）

消費者の食の不安を取り除き、安心感を提供するため、消費者との食品の安全性に関する意見交換や食品リスクに関する正しい情報伝達などのリスクコミュニケーションに努めるとともに、消費者から信頼される安全・安心な農産物生産の情報発信等を通じて、県産品に対する県民の更なる信頼度向上に取り組む。

#### 2 その他の取組実績（R3年度実績）

- 消費者等からの要請を受けて実施した研修会等の実施（開催回数②1回→③1回）
- 県ホームページにおける放射性物質等に関する情報の随時公開  
⇒ホームページ「青森県産農林水産物の放射性物質調査結果」の開設（H24年7月）  
ホームページへのアクセス数（②5,234件→③2,494件）※令和3年12月末現在